

青柳幸一「わかりやすい憲法（人権）」訂正とお詫び

本書の下記箇所に戻りがありました。訂正し、お詫びいたします。

頁	該当箇所	誤	正
59	1 の 13 行目	13 条 2 文	13 条後段
66	4 ～ 5 行目	規制す国家公務員……	規制する国家公務員……
84	3 行目	公務員の行政的運営と……	公務員の政治的中立性を維持し、行政の中立的運営と……
93	下から 9 行目	六〇歳	60 歳
102	11 行目	13 条 1 文	13 条前段
109	6 行目	酒類製造は、	酒類製造に対する制約は、
116	下から 8 行目	有利に働く自由を	有利に働く事由を
117	下から 3 行目	但し書	ただし書
130	2 (1) 1 行目	20 条 1 項 1 文	20 条 1 項前段
134	(2) 1 行目	20 条 1 項 2 文	20 条 1 項後段
175	下から 6 行目	破産法 80 条	破産法 82 条
202	(2) 1 行目	「苦役からの自由」とは、	苦役とは、
	(2) 2 行目	徴兵制は、「本人の意思に反して強制される……	徴兵制は、それが「本人の意思に反して強制される……
209	5 の 3 行目	291 条 1 条 2 項	291 条 3 項, 311 条 1 項
奥付	主要著書 1 行目	『人権、社会、国家』	『人権・社会・国家』